

R.フィルマーの政治思想

岡村東洋光

1. はじめに

J.ロック『統治二論』は、いわゆる王位排斥危機の産物であり、その直接の執筆目的はフィルマー思想の批判であった。そこでわれわれはR.フィルマー(1588-1653)から始めよう。まずフィルマー登場の背景にある政治的、社会的状況から見ておこう。¹⁾

1678年から83年にかけて、ロックはカトリック信者が王位に就くのを排除する運動、いわゆる王位排斥運動を展開していた立場にたって論陣をはった。論敵はフィルマーであり、彼の『パトリアーカ』を中心とする一連の著作であった。フィルマー自身は既に亡くなっていたが、フィルマー説は国王支持派の有力な根拠として、彼らによって持ち出されており、ロックらにとつては、その批判が急務であった。²⁾

ロック自身はこれを『統治二論』の前編のみならず、全体を通して遂行したのであった。このことは、P.ラスレットの論稿³⁾以降の通説となっている。そもそもフィルマーの名前は、このロックによる批判との関連で言及されることが多い。その意味で、フィルマー思想をとりあげるには、ロックによる批判を取りあげれば事足りる、という見解が有力であった。だがここではフィルマー説をこの観点からだけではなく、当時のイングランドの時代的背景の中で考察しておきたい。それは、ロックの政治的な立場や思想の特質を明

確にするためにも、必要と思われるからである。⁴⁾

フィルマー自身は、国王支持の立場から船舶税論争に關説して、1630年代に手稿として『パトリアーカ』などを書いていたが、すでに53年には他界していた。だが、1680年前後に発生した王位排斥危機がフィルマー思想を呼び起こした。危機とは、カトリック信者の王位継承を阻止するための運動が、かつての1640年代の内乱・ピューリタン革命をもたらした直前の状況をつくりだし、多くの人々にとって、内乱はもはや避けられないのではないかと思われた事態である。この時期に、国王派は国王の大権を尊重した安定した統治を実現するために、その論拠として王権神授説を掘り起していた。その過程において彼らはフィルマーの学説を発掘し、これを出版したのであった。フィルマー死後、およそ30年近くのちの出来事であった。政治的な主権を巡って相争っていた一方の党派による出版は、もう一つの党派の攻撃の標的となり、結果としてフィルマーの名前を後世に残すことになった。⁵⁾

フィルマーの生涯は概略次のようなものであった。彼は、1588年頃にケント州で生まれた。⁶⁾ ケントの大地主の長男であった彼は、ケンブリッジ大学やリンカーン・インで教育を受けた。1629年に父の遺産を継承した後、大世帯の家長として、イースト・サットンとウエストミンスターで資産を保有した。ケント州では、ジェントリのコミュニティにおける有力者の人一人であった。このコミュニティは、詩人、歴史家、法律家、聖職者、商人ら多彩なメンバーからなっており、時代の問題を州を超えたスケールで捉え、議論した。その手段は専ら手紙や手書きの原稿という限られた手段ではあったが、かなり活発に、かつ相当高い水準で議論したと言われている。

1630年頃に、利子問題についての論稿を初めて書いたフィルマーは、次に政治的な義務の問題を扱ったが、引き続く12年間は、同じテーマで繰り返し書き続けたとされている。政治権力の歴史的な起源と倫理的基礎の問題は、1630年代には、彼の友人みんなを悩ます問題となっていた。フィルマーの見解は、『パトリアーカ：人々の不自然な自由に対する国王の自然権の擁護』という手稿として発表されたが、ことに1634年から38年にかけての船舶税論争によって拍車をかけられて、フッカーは推考を重ねた。したがってこの手稿は、内乱よりも前に書かれたことになる。⁷⁾

だが、彼はこれを印刷することを望まなかった。従って彼の思想は、彼の生存中にはケントを越えて外には出なかつたと推察される。ケントでは国王派が強かつたが、42年春の国王支持のための蜂起は失敗し、フィルマー自身は積極的には行動しなかつたものの議会軍に捉えられ、43年冬から45年夏まで（少なくとも2年間は確実に）議会軍により収監され、また彼の所領は議会軍により荒らされたり重税を課せられたりした。47年の4月迄に、彼が自由であったかどうかは定かではないが、その頃までに彼は出版を決めた。48年には三つの論文が匿名で出版されたので、彼の家父長説は以前と比べて、もっと広い範囲の人々に知られるようになった。

やがて議会派内部での対立の間隙を縫つて国王派が各地で蜂起した他、スコットランド軍もイングランドに侵入し、内乱の第2の危機が出現した。ケントでは、フィルマーの隣人、Sir Edward Halesによって指導されたジェントリらの大衆蜂起が発生した。もし彼らが、揺れ動くロンドンの急襲に成功していたら、収監されていたチャールズ1世が復活していたかもしれない。ケントの指導者たちは、フィルマーの支援を要請したが、彼と彼の家族は参加せず、反乱は48年の6月にフェアファックスによって鎮圧された。しかしフィルマーは、8月に『すべての国王、特にイングランド国王における絶対権力の不可欠性』を匿名で出版した。その後4年ほどは静かにしていたが、その間に、J.ミルトン(1608-1674)のピューリタン革命の擁護論が登場し、T.ホップズ(1588-1679)の『リヴァイアサン』も出された。51年から52年にかけてフィルマーは、ホップズ、ミルトン、H.グロティウス(1583-1645)に関する論文とアリストテレス(BC.384-22)に関する論文を出した。このようにフィルマーは、晩年の1648年から52年にかけて統治に関する評註と魔女に関する論稿を匿名で出版し、53年5月に他界したのであった。

こうして1648年以降のいわゆるピューリタン革命末期とクロムウェルの支配の確立期に、フィルマーが数多くの論文を発表したのは、国王支持派としてであった。48年から52年と言えば、いわゆる内乱状況が続いており、国内は争然としていた。主な事件を列挙すると、第2次内乱の勃発、チャールズ1世の処刑、遺児がスコットランドでチャールズ2世を宣言、共和制の宣言、レヴェラーズを政権から排除、クロムウェルのアイルランドとスコットラン

ド侵攻、航海法の制定(対オランダ戦争)、長期議会の解散、クロムウェル護国卿に、といった具合であった。こうした混沌とした状況の中で、フィルマーの著作が出されたのであった。だが、先にも指摘したように、彼の名前は生前にはかならずしもケントを越えて知られたのではなかった。

注

1) フィルマーの政治関連の主要文献については、R.Filmer,*Patriarcha and Other Political Works of Sir Robert Filmer*.edi. by P.Laslett.1984(orig.1949), および Sir Robert Filmer: *Patriarcha and Other Writings*.edi. by J.P.Sommerville, Cambridge U.P.,1991.に収められている。以下、前者については Filmer (Laslett), p.xx. 後者については Filmer(Sommerville), p.xx.と表記する。

フィルマーの生涯については、それぞれの編者序文を参照。また、『パトリアーカ』出版の経緯については, Filmer(Laslett),特に pp.33~43を参照した。他に, P.Laslett, 'Sir Robert Filmer:The Man versus the Whig Myth.'in;William and Mary Quarterly series3,no4,vol.5(Oct.1948). G.J.Schochet,'Sir Robert Filmer:Some New Bibliographical Discoveries'.in:Transactions of the Bibliographical Society. June 1971.pp.135~60.も参照。

2) ただし、次のような評価もある。J.W.Allen,'Sir Robert Filmer.'in;*The Social & Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age*.edi. by F.J.C. Hearnshaw.1928. アレンによると、フィルマーの思想は、彼の時代の国王派の思想の典型からは外れており、かなり大きく隔たっていた。しかも彼の思想は仲間からも誤解されていたのみならず、ロックも彼を理解し損ねており、彼の思想を誤って伝えました。だからフィルマー思想を理解するには、ロックを読んでも何の役にも立たない、と言う。また、興味深いことに、アレンは『パトリアーカ』自体がフィルマーの著作の中ではあまり価値を持たず、大して意味もなく重要でもない、と言う。p.27.

3) ラスレット説については、さしあたり次の書の序言・序文を参照せよ ; *Introduction, esp. III 'Two Treatises of Government' and the Reloution of 1688.* (pp. 45-66). in; John Locke/*Two Treatises of Government*. by P. Laslett. Cambridge U.P., 1960.

4) ショーシェットは、17世紀イングランド政治思想における家父長主義の適切な位置づけを試みている。G.J.Schochet,*Patriarchalism in Political Thought*.1975. pp.1-4.

5) J.Daly,Sir Robert Filmer and English political thought.1979. pp.8-9. フィルマーの名声は、彼の論敵によって創られた。最初の、おそらく最良のものは、長老派の牧師 E.Gee(1613-60)によってなされたものである、と Daly は言う。

6) もし、これが正しければ、興味深いことだが、T.Hobbes(1588-1679)と同年齢となる。

7) J.P.Sommerville, 'Absolutism and royalism.' in; The Cambridge History of Political Thought 1450-1700. (edi.J.H.Burns.) 1991, p.358.

2. 『パトリアーカ』他の執筆の時代

つぎに、フィルマーが執筆した時代のイングランドの状況について少しばかり詳しく見ておこう。ソマーヴィルによるとフィルマーの『パトリアーカ』執筆の三つの契機として、17世紀に共通していた家父長理論という土壤の上で、「権利の請願」をめぐる国王と庶民院の争いと、船舶税論争が挙げられる。¹⁾だが、フィルマーの王権神授説の登場の背景には、これらの問題に加えて、当時の国際状況の中でイングランドが選択していた針路を巡る問題を抜きには考えられない。つまり、上で挙げられた三つの契機は、いずれも国内問題を中心に捉えた事柄であるが、これらの問題とともに、ヘンリイ8世(在位；1509-1547)による宗教改革に端を発するイングランドの、大陸のカトリック諸国からの宗教的・政治的「自立」問題は、未解決のままであった。17世紀前半はフランスがフロンドの乱で国内に勢力をとられ、対外的に進出する余裕がなかったという条件があったが、それだけに逆にまた、ピューリタンの運動はイングランド国教会を国家統合の軸とする国王派にとって、頭の痛い問題であった。

少しばかり歴史を振り返ると、16世紀の大航海時代のヨーロッパの主役であったスペインとフランスの勢力や、またそれらに影響されつつ宗教的権威を誇っていたローマ・カトリック勢力からの自立を目指すイングランドの台頭の歩みにおいて、エリザベス1世(在位；1558-1603)時代が比較的うまく行ったのに比べると、ステュアート朝は波乱に満ちていた。エリザベスの後に即位したジェームズ1世(在位；1603-1625)にとっての宗教上の課題は、一方でのエリートへのカトリックの影響と、他方での急進的なプロテスタントの国教会離れであった。

ジェームズは、まず1604年ハンプトン・コートで宗教会議を開いたが、そこではピューリタンの要求は概ね退けられ、国教会の強化がもたらされた。²⁾他方、カトリックに対しても同様に厳しかった。1605年にカトリックによる

火薬陰謀事件が発覚し、ジェームズ1世は「主教なくして国王なし」という立場を強化していく。彼は、カトリックの強かったアイルランドへの植民政策を強化した。また、ローマ法の影響力の強かったスコットランドで育った彼は、その土壤の中で国王の権力が直接神から授与された性格を持つという王権神授説を唱えた。

神の代理人としての権威に頼る教皇（カトリック）に対して、直接神に由来する権力を持つ王という考え方には、反カトリックの立場に立つという意味で、当時のプロテスタント勢力にとって重要な要素を持っていました。しかし、他方で彼は、イングランドの伝統であるコモン・ローに疎遠であったために、国王が議会の助言なくして、法律や勅令を制定できるという議会軽視の思想を持つに至った。これに対する議会（特に庶民院）の立場は、イングランドの伝統であるコモン・ローにあった（法の優位説）し、その歴史過程でかちとられてきた「イングランド人民の自由」であった。³⁾

次にチャールズ1世（在位；1625-1649）は、ジェームズ1世と比べると政治的手腕に劣っていたとされるが、絶対王政論だけは墨守した。また、反カルヴァン主義としてのアルミニウス主義的な立場を支持した。対スペイン政策の観点から、フランス国王ルイ14世の王女マリアとの結婚によるフランスとの軍事同盟（1624年末）は、カトリックへの譲歩を含んでいた。こうしたことから議会側には、国王が議会を長期に亘り開催しないのではないかという不信感もあった。だから彼が即位した直後の1625年の議会は、慣例に反して14万ポンドの戦費と1年限りのトン税・ポンド税だけを承認した。これに怒った王は議会を解散し、その後勝手にトン税・ポンド税を取り立て、富豪には献金を強い、ロンドン他の都市に沿岸防備の名目で船舶や船員の提供を命じた。また公債を強制し、応じなかった者を兵隊や監獄に送るなど、議会に対抗する政策をとり続けた。これが後の内乱を引き起こす要因の一つであったことは言うまでもない。

ところで「当時問題となっていたのは戦争一般ではなく、スペインとの戦争であった。イングランドも、フランスも、オランダも、外交政策の基本はいかにスペインに対抗するかにあった。他方、スペインの側からみれば、戦争はハプスブルグ帝国によって代表されるヨーロッパの秩序と、カトリック

教会の信仰を守る聖戦であった。」⁴⁾ この対立に備えるためのチャールズの戦争財政は、平時の予算とは別に特別税として組まれた。課税の根拠は国王の大権にあった。大権を盾に国王は追加税を徴収しようとしたのに対し、議会は国王の戦争を含む外交政策に異論があったから、両者の軋轢は次第に大きくなつていった。

さてチャールズ1世は、即位当時の親フランス政策から25年末にはプロテスタントの盟主になる道へと転換する。オランダとの協定やフランスのユグノーへの援助政策の採用である。だが、寵臣バッキンガムとチャールズ1世によるアルミニウス主義の支持は、逆に議会の利害をカルヴァン主義と同一視する力として働いた。⁵⁾

他方、フランスは27年3月にスペインと和解する道を選び、ユグノー弾圧を強化した。これに対抗するためにバッキンガムが採用した強制借上金の徴収や、地方での軍隊の強制宿泊、また戦争指導の拙劣さによる失敗等に対して、議会はチャールズ1世への不信を強めた。この強制借上金の合法性に関する裁判のさなかに、28年3月議会を脅迫的な姿勢で召集したが、この判決の改竄が判明した結果、人身の保護と恣意的課税の禁止に示されるような「イングランド人の自由」の侵害への危機感を深めた議会は、コモン・ローに示された歴史的な権利を基礎に、従来の権利を再確認する「権利請願」で対抗した。ここにはすでに、王権神授説に基づく国王の絶対的な支配と民衆の同意、つまり歴史的に認知してきた権利との衝突が見られた。

バッキンガム暗殺を受けてチャールズ1世は、親フランス政策に転じ、以後11年間議会を開かなかった。議会なしでの財政再建政策は、イノヴェーションと呼ばれた。スペインと講和を開いた後、社会全体の改革を集成した『社会規制法令集』が出され、宗教上も、説教よりもミサ等の儀式を重視した秩序の再生が試みられた。「それに理論的根拠を与えたのはアルミニウス主義であった。プロテスタントでありながら反カルヴァン主義の立場をとり、秘跡の効力を広範に認める神学が、プロテスタント教会の中で儀式を重んじたチャールズの立場と合致したのである。」⁶⁾ イングランドではカンタベリー大主教のW.ロード(1573-1645)、アイルランドではT.ウェントワース(のちのストラッフォード伯爵；1593-1641)を両輪に、強引な政策が実施された。

だが、「アルミニウス主義の導入による国教会の改革は、多くの稳健な信徒にも国教会不信の念を植え付けた。その神学的内容がなんであれ、改革は国教会のカトリック化としてうけとめられた。そして当時の普通のイングランド人にとっては、カトリック教徒とは、いかなる手段によってもイングランドの再カトリック化をはかる陰謀集団以外のなにものでもなかつた。」⁷⁾ こうした一連の動きは、国教会の外に多くの反対勢力を創り出すことになる。チャールズ1世は、星室裁判所と教会裁判所を使ったピューリタン弾圧、トン税・ポンド税の徴収、「騎士の強制」の復活、森林法の復活、抜け道による独占の許可、船舶税の内陸への拡張等を続けた。やがてチャールズ1世は、次第に王妃マリアと取り巻きのカトリック教徒を頼るようになり、地方の有力者も枢密院から排除されるようになるとともに、宮廷はいよいよ地方から離れた存在となつていった。こうして国王は貴族・ジェントルマン・大商人の敵となり、ごく少数の廷臣だけが彼の側に残つた。

また、スコットランドでは1637年の国教の強制が反乱を引き起こし、39年と40年の二度にわたる主教戦争が起つて、いずれも国王側の敗北に終つた。この鎮圧のために1640年に議会を召集（短期・長期）したが、反国王の勢力が強く、議会は大主教ロードとストラッフォード伯爵を逮捕・処刑し、3年に1回の議会開催、星室裁判所と教会裁判所の廃止、船舶税・御料林・騎士強制の不当性の確認等を行なつた。だが、1641年10月におきたカトリック教徒によるアイルランドの反乱は、絶好の反カトリックの宣伝材料とされ、議会内部の対立を和らげ、彼らを反カトリックの旗の下に結集させた。

こうして次第に国教徒の国王派と内外のカトリックとの連携勢力に対する、議会に結集するピューリタン勢力の争いという図式が出来上つていく。1642年8月戦闘が始り、王党軍有利の展開であったが、O.クロムウェル(1599-1658)のニューモデル軍の登場により、議会軍が攻勢になつていった。国王はアイルランドに、議会はスコットランドに援助を頼んだ。前者の勢力は小さくあてにならなかつたが、後者は「厳肅同盟」を結び、支援を得た。ただし、議会内部には長老派と独立派の対立があり、事態はスムーズに運んだわけではなかつた。しかし最終的には48年の第2次内乱を経て、49年の王の処刑と共和制の宣言でもってクロムウェル体制が成立していった。

以上、ヘンリー8世からチャールズ1世に至るまでのイングランドの統治をめぐる過程の概要をみた。それは大陸のカトリック諸国に対抗し、イングランドの宗教的・政治的「自立」をかち取る闘いを遂行しつつ展開されたのであった。伝統的な統治者である国王は、イングランドの伝統たるコモン・ローを無視し、大権に頼った。これに対し、議会勢力は新興の勢力でありながら、伝統的なコモン・ローに訴えた。この対立の激化は、やがて自分達の側の正当性の論拠として、一方は王権神授説を、他方はコモン・ロー（人々の同意）を、主権の根拠として争うようになる。

フィルマーが『パトリアーカ』を書いたのは、こうした一連の過程の中でも、船舶税を巡る争いの時期であり、国王の大権を擁護する立場においてであった。そこでこの船舶税問題に触れてこの項の結びとしよう。⁸⁾

船舶税は、元来沿岸防備のために、必要に応じて港市や沿岸各州に一定の大きさの装備と船員を持つ船舶を備えさせてきた、中世以来の慣行に由来するものである。それは、国家の危機を前提に国防のための国王の大権の正当な行使である、とされていた。チャールズ1世は1634年以降、「オランダ、フランス、スペインの海軍強化、ヨーロッパでの戦争に由来するイギリス海運業への脅威（イングランドは当時まで中立であった）とオランダ漁船団による密漁によるイギリス海岸周辺の漁業への脅威、そしてまた自国の周辺の狭い海に関する支配のためのイギリス国王の歴史的な要求に対する外国船による挑戦」⁹⁾を挙げて船舶税を正当化しつつ、これを沿岸のみならず全土にまで拡張して、恒常に議会の承認なしで賦課し、増収分で軍艦を建造した。「34年から35年にかけて8万ポンドの増収、その後39年まで毎年20万ポンドが国庫に入った」¹⁰⁾が、これに反対する議会との対立を引き起こした。

35年にJ.ハムデン(1594-1643)は、議会の承認がないから違憲として支払拒否事件をおこし、全国的な反対運動へと展開されたが、訴追された。12人の判事の中で少なくともハットンとクロークは、国が新税を課さねばならない程に危険な状態…例えば海賊の脅威以上の何かがある状態…に置かれているかどうかについて、国王だけが判断の権限を有するという考え方に対する反対であったが、臣民のプロパティについて、これを国王が専有する権利を主張する意見が多数であり、38年に僅差の評決で有罪となった。裁判に破れたとはい

え、ハムデンは大衆の熱烈な支持を得、後の内乱の遠因の一つになったと言われる。¹¹⁾ これは、他の一連の議会立法の採択とともに、1641年に廃止された。

チャールズ1世の政策は、しばしばすでに廃れた慣習や法を活用したが、その政策は、立法府としての議会の役割を掘り崩し、絶対君主制の確立を目指していた。『パトリアーカ』の執筆は、こうして国家の危機にあたっての国王による緊急な課税に対し、その違法性を争う裁判が行なわれる状況の中になされた。つまりそれは、緊急時という状況設定の上で、国王大権による新課税について議会の承認を必要とするか否か、という争点を巡るものであった。¹²⁾

この点に関しては、フィルマー理論は聖書の記述から神によるアダムへの統治権と財産権の授与を説き、その結果、「国王が自国の安全をはかるために課税することはまったく正当であるという帰結を導出」¹³⁾し、議会の承認というイングランドに伝統的な考え方を退けたところに、国王支持派にとって大いに意義があったといえよう。

船舶税については、国民の間に広く受け入れられたという解釈も出てきているが、この問題の背後には、各人の財産については、議会の承認を経ずしては課税はできないという主張に対し、フィルマーの家父長制論には、家長の財産権にアナロジーされる君主の統治権（大権）が、課税を正当化するという明確な回答を含んでいた。したがって、神授権による絶対権力の正当性と、世帯の長としての家長の家族への支配権の正当性を説くフィルマー理論は、国王派にとって大きな力となったのであった。

もちろん、フィルマーの狙いは、狭い意味での課税問題に限定されたのではなく、晩年の1648年から52年にかけての匿名による出版は、その時期に復活した古い「同意理論」に対する批判にもあった。たとえば、フッカーは「自然法によって、人間のあらゆる政治社会に命令を下す法を作る合法的な権力は、同じ全社会に適切にも属しているのであって、どんな国王や君主にとっても……自然に彼自身にも同じものを行使するのであって、また、神から直接また個人的に受け取った明示の指令によるか、あるいは彼らが法を課す人々の最初に同意から引き出した権威によらなければ、それは単なる専制に

すぎない。」¹⁴⁾と書いた。あるいはハントンは、国民の同意と根本的な契約が、あらゆる主権の根拠である、と言った。アレンによると、「これらのあらゆる前提は古いものであるが、それらは内乱の前にイングランドで流行ってはいなかった。フィルマーによって攻撃されたのは、非常に大まかに示された諸思想の体系であった。」¹⁵⁾つまり、人々の同意や契約が、あるゆる統治の根拠である、という思想であった。

これらの主張に対するフィルマーの批判は、何らかの神秘的な意味合いでなければ、人は確かに自由に生まれつくのではない、という指摘で始まる。新生児は自由に生きるものではなく、両親は彼らの子供を支配する(control)自然権を持つ。法はそれを認め、誰もがそれに同意する。しかし、「もし両親の行為が子供達を拘束することが許されるならば、人類の自然的な自由の教義とはさよならだ。」¹⁶⁾そこから「人が自然には、誰にも従属する義務を持たない」ということは、単純に真実ではないことになる。われわれは、人間が元来自由な存在ではなく、あらゆる人間社会が、確かに彼ら自身によって作られたのではない家父長的統治の下に、最初はあったことを知っている。われわれが否定できない聖書を信じる限りは、これをわれわれは聖書から学んだのだ、とフィルマーは強調した。なぜなら彼の論敵はこれを否定しなかつたから。今日から見ると不合理だが、フィルマーは人々が聖書にもっと注目しないことに不満を述べた。¹⁷⁾

フィルマーは、あらゆる主権が人々の同意に由来するという理論には大きな難点がある、と言う。なぜなら、まず「ひとつ」とは何を意味するか。どんな人々なのか。もし、誰にでも自然権があるならば、自由への自然権は普遍的に存在しなければならない。また、自然的な主権が人々の中に固有に存在するならば、それは世界全体の人々のどこにあるのか。あるとするならば、特定のコミュニティが世界の全人口によって授けられた権威から、その支配権を引き出し得る。¹⁸⁾だが、だれもそうした授与がかつてなされたことを認めないのであろう。

最初に設定されることは、おのおの特定の国の人々に、自然によってその主権が属するということである。だが、それはどの国か。そもそも「自然が住むに適した世界を王国に区別したことはないし、また、人々のどの部分が

一つの王国に、また別の王国に属するであろうということを、決めたことはなかった」。¹⁹⁾ はずである。言えることは、もともとすべての地方のコミュニティが、自らのために独立し、統治を確立する権利を持つ、ということであろう。

しかし、もしそうだとすれば、こうした小さなコミュニティはいつ終焉したのか。自然権は確かに終焉することはない。「だから、あらゆる小さな仲間がそれ自体で王国を作る権利を持ち、またあらゆる都市のみならず、村や家族も持ち、いやまた、すべての特定個人がもし彼が望むなら彼自身を国王に選ぶ自由を持つ。」²⁰⁾ こうしたことからひきだされるのは、無政府状態であろう。しかも、自然的な主権がもともと自然に存在するならば、どんな束の間の協定もその権利を無にするとは考えられない。こうして自然的自由は逃れることができない沼地である。²¹⁾

こうしてフィルマーは言う。こうした権利が神によって作られ人々に授与された、ということは知らない。われわれが知っているのは、神は最初に家父長的統治と王を確立したことである、と。²²⁾

注

1) J.P.Sommerville,Intro.of Filmer(Sommerville).pp.xviii-xx.

2) しかし、この時あたらしい聖書の翻訳が議決された。1611年に完成された欽定訳聖書は、プロテスタントにとってのみならず、近代英語の形成にとって大きな収穫となつた。

3) 大野真弓編『イギリス史(新版)』山川出版社,1965.145-6頁参照.

4) 今井宏編『イギリス史2 近世』山川出版社,1990.174頁.

5) 山田園子『イギリス革命の宗教思想』御茶の水書房,1994.では、ジョン・グッドウインの新アルミニアニズムと W.ロードらの初期アルミニアニズムを区別し、前者のそれを「革命派(議会派、ピューリタン)とも、保守派(国王派、国教会勢力)ともわりきれない」(同書11頁)としている。しかし、チャールズらによってアルミニアニズムが導入された際には、反カルヴァニズム=親カトリックという政治的な要素が濃かったことは確かであった。

6) 今井宏編,前掲書.183頁.ローマ・カトリックやアルミニアニズムに改革をもたらそうとする者は、国王と王国の敵と見なされた。cf.C.Cook and J.Wroughton, English Historical Facts.1603-1688.1980.pp.122-3.

- 7) 今井宏編, 前掲書, 185頁.
- 8) シップマネーに関しては, W.Prest, Ship Money and Mr.Justice Hutton,in; 'History Today', vol.41, 1991-Jan. pp.42-7. を参照. K.R.Andrews は, 船舶税艦隊がその負担のために多くの人々の不満をひきだしたがゆえに大きな失敗であったと同時に, 他方では議会を頼ることなく, 防衛に必要な財源を確保できたから, チャールズにとっては, 対外的にも国内的にも価値あるものであった, 見なしている。Ships, Money, & Politics. 1991. p.159. なお, チャールズの誓約運動を扱った A.I.Macinnnes, Charles I and the Making of the Covenanting Movement 1625-1641. 1991. においても, 船舶税はチャールズの支配に関して, 効果的であったが故に, 最大の争点でもあったとされている。(p.96.) 無論, この運動はスコットランドの経済的, 宗教的, 政治的なアイデンティティを破壊するものとして受け容れられなかつた。(p.205.)
- 9) G.E.Aylmer, England in the Seventeenth Century, The Struggle for the Constitution, 1603-1689. 1968(first, 1963). p.83.
- 10) 今井宏編, 前掲書, 81頁.
- 11) Prest, Ibid., pp.46-7.
- 12) しかし最近では, 船舶税をこれと同列に扱うことについての異論がある。ジョン・モリルやケヴィン・シャープは, これがロイヤル・ネイヴィの強化という目的のためだけに国王に認められた地方税 rates であり, 国税 tax ではないと見る。また, その非常に高い率についても, 所有階級は苦情を言わなかつたことや, 税への反対も議会の承認が無いからといったことではなく, 政府の負担の減少と地方への転嫁や地方の勢力間の不和・敵対の現れとしての課税率の不平等に対する反対という動機づけられていたと見る。さらに若い世代はこれを批判する。リチャード・カストラは, 船舶税は収入増加に明白に成功したとか, これに反対したという記録といった類のものもなく, 課税金は国民に広く受け入れられたことを主張している。cf.Prest, Ibid.
- 13) 田中浩『ホップズ研究序説』御茶の水書房, 1982. 112頁.
- 14) R.Hooker, Of the Laws of Ecclesiastical Polity. (Folger Library Edition. W.Speed Hill edi., 1977.) Vol.1. p.103.
- 15) Allen, 'Sir Robert Filmer.' in; The Social & Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age. edi. by F. J. C. Hearnshaw. 1928. p.32.
- 16) Filmer (Sommerville), p.142.
- 17) Allen, Ibid., pp.32-3
- 18) Filmer (Sommerville), p.140.
- 19) Ibid., pp.140-1.
- 20) Ibid., pp.141.
- 21) 以上, Allen, Ibid., pp.33-4
- 22) Ibid., p.34

3.『パトリアーカ』他の出版の時代

さて『パトリアーカ』をはじめフィルマーの著書が実際に出版、ないし再版されたのは、その執筆から約30年後の、1679年から80年にかけてのことであった。その時期は、いわゆる王位排斥危機の渦中であり、国王支持派としては、国王の権力の正当性の根拠をあらためて訴えなければならない状況に置かれていた。なぜなら、もともと1660年に成立した王政復古体制は、ブレダ宣言に示された革命加担者への寛大な態度や宗教問題についての議会の決定の尊重といった姿勢によって穩健なものとなり、安定した君主制と安定した国教会をもたらす筈であった。しかし宗教問題に関しては上でみたように、国王は大権の範囲内で教会問題を処置できると考えたのに対し、国教会を国家的な統合の絆であるとみなす議会側との対立は、やがて長老派を国教会から追い出すことになった。そのため、かつてのように国教会の中に様々な宗派が「包容」されるのではなく、国教会の外側へ「排除」されてしまい、宗教的には常に不安定要因を抱えることになった。こうして国教会が一元化されたがゆえに、復古体制において国教会は、かえって国家統合の軸たるには心もとないという逆説的な状況を生み出してしまったからである。¹⁾

1661年春から79年迄続いた騎士議会は、「革命への反発から、国教会の破壊は国の破壊と見なす厳格な国教徒」²⁾ の集まりであった。騎士議会はクラレンズン法典と呼ばれる一連の立法によってピューリタン弾圧を行使し、国王は親カトリックの立場で信仰自由宣言などの寛容政策を実行した。やがて慢性的な財政赤字、第2次対オランダ戦争、ペストの流行、ロンドン大火といった事件がクラレンズンを失脚させ、カバル時代がくる。この時代には財政的には好転したが、他方でチャールズ2世は「ドーヴァーの密約」に示されるような親フランス政策に転じ、後期スチュアート朝を特徴づける「親フランス外交とカトリック化政策の合体」が創り出される。他方では、73年に議会が審査法を成立させたように、「かつての反ピューリタン感情にかわって反カトリック感情が蔓延していた。」³⁾ しかも、ヨーク公ジェームズが審査法に従い海軍長官を辞したので、国民の中の反カトリック感情は決定的に促進された。

また、政治的にもたえず大陸のカトリック諸国からの脅威にさらされており、イングランドの「自立」は不斷の課題であった。この時期は、こうした宗教的、政治的な不安定要因が、下手をすればイングランドを再びかの内乱に陥れるかもしれない、というほどに危い現実を生み出していたのであった。こうした危うい状況にあったから、国王側としては、イングランドの政治統合の思想的主軸として、国王の権力は神聖で絶対的なものであるという主張を掘り起こさねばならなかつたのである。その素材の一つがフィルマー思想であり、それはこうした切迫した状況で、国王支持派によって掘り起こされたがゆえに、後世に名を残すことになったのである。

ところで「1670年代のヨーロッパ最大の政治問題は、フランスによる侵略戦争の目覚ましい成功であった。イギリスの場合、1674年に第3次オランダ戦争が終結して、政局はひとまず落ち着きをとりもどしたかのようにみえたが、フランスと結びついた国王のカトリック化政策への懸念は深まるばかりであった。」⁴⁾ 1673年に大蔵卿になったダンビ伯は、ヨーク公の長女メアリをオランダのオラニエ公ウィレムに嫁がせることにより、これを和らげる試みをした。他方でダンビは、議員に官職や利権を組織的にばらまき、いわゆる＜宮廷党＞の形成に成功した。

だが、78年秋にイエズス会士による国王暗殺計画に、ルイ14世の支援を得て王弟ヨーク公が加担しているという「教皇主義者陰謀事件」が発覚し、事態は急変した。その真相はいまだに謎に包まれているが、事件は「フランスと結び付いたステュアート家のカトリック信仰、議会の空洞化という不安材料の火に油を注ぐ結果となり、国内は反カトリックのヒステリ状態に陥った。」⁵⁾ しかも12月に、ダンビとフランスとの秘密交渉が暴露され、翌79年1月議会は解散された。そして17世紀のヨーロッパでは、「カトリックは、ある程度まで、スペインやフランスの大帝国における絶対君主と同義であり、また異端の除去を目指す宗教的迫害と同義」⁶⁾ とみなされていたから、人々にとっては深刻な事態であった。こうして1678年の教皇主義者の陰謀、1679-81年にかけてのカトリックの王位排斥法案の上程で、危機は一気に高まり、もはや軍事力以外には解決策がないように思われたほどであった。

79年から81年にかけての3回の総選挙では、シャフツベリ伯が中心となり、

議会と地方のネットワークをつくり、選挙を通じての議会外の勢力の組織化を行い、強力な反国王勢力を形成した。「シャフツベリが掲げた争点は、カトリック教徒で、しかも陰謀事件に加担した疑いのあるヨーク公が、次期国王に予想されるところから、ヨーク公を王位継承者から排除することであった。」⁷⁾

最初の危機は、1679年の夏から秋にかけて到来した。それは、もし国王が議会を延期、解散しなかったならば、排斥法案は両院を通過したであろうと思われる。したがって、『パトリアーカ』が出版された1680年には、チャールズ2世・宮廷・大臣、そして復古体制の継続を望んだ意見の大勢が、それを正当化する議論を死にものぐるいで模索していた。彼らは、その正当化の理論がなければ、君主制が崩壊してしまうという危機意識に捉えられていたので、『パトリアーカ』の命題は彼らにとって説得力を持った。⁸⁾ 2度目の排斥法案が80年に提出され、庶民院は通過したが貴族院は通過しなかった。81年にはオックスフォード議会に3度目の排斥法案が提出され通過したが、議会の解散により破棄された。

このように排斥法案は三たび上程されたが、いずれもチャールズ2世のねばり腰で阻止され、議会の決議によって王位の継承を決定するということには到らなかった。国王は最後まで、王位の継承に関しては妥協しなかったのである。結果的に見ると、この1681-5年の経験は、後の1686-8年の経験と合わせて、当時はまだ議会が国家の統治に関して本質的な部分をなしておらず、国王がたやすく議会抜きで統治を行うことができたことを示している、と言えよう。1688年以降は、こうしたやり方は通用しなくなる。⁹⁾

この一連の経過の中で、カトリックの国王排除「請願派」(ホイッグ)と排除「嫌悪派」(トーリ)が生まれた。そしてホイッグによる民衆の反カトリック的感情の煽動は、多くの支配層に、かつての内乱と共和制時代の記憶を呼び起こさせ、結果的に彼らの保守化に寄与した。チャールズ2世の対応策は、自治都市の勅許状の剥奪・再公布による権力のトーリへの移行やトーリ派の判事任命等であり、これらがかなりの効果を持ったのみならず、折しも83年の「ライ・ハウス陰謀」事件を契機に、ホイッグ勢力は一掃された。その結果、危機的状況は回避されたかに見えた。¹⁰⁾

だが、国王の主張する大権とそれを制約しようとする議会の力との、主導権争いに関する理論的な決着はついてはいなかった。確かに、1660年の王政復古は、一時的には国王の権力の復活の意味合いを強く持っていた。だが、議会主権という発想は脈々と流れており、すでに70年代末には、復古による妥協体制が破綻しつつあった。また、政治的および宗教的な勢力配置の背景にある経済的な発展は、国王の絶対的な支配ではなく、民衆の意向を代弁する議会主権を後押ししていたのであり、それが名薈革命へとつながったのであった。¹¹⁾

このような事態の中で、80年にフィルマー『パトリアーカ』が出版され、以後7年間フィルマーの思想は既成秩序の正当化に使われた。だからこそ、この時期にそれへの反論が、ティレル、シドニー、ロックらのホイッグによって書かれたのであった。ホイッグはコモン・ローと同意の原理を基礎に、議会が国王の後継者を決定できると主張したのに対し、トーリは同意の原理を否定する論述をフィルマー理論の家父長主義と聖書解釈において見出した。だからホイッグにとって革命の正当化のためには、フィルマー理論の粉碎が焦眉の課題であったのである。¹²⁾

繰り返すが、カトリック信者の王位就任を排斥する運動が引き起こした危機は、両派にとってまさに1630年代後半から40年代の船舶税をめぐる危機の時代の再来であり、また、1641年の内乱勃発前の状況、つまり軍事力による以外には解決の道のない状態に陥るであろう、と想定される程の事態として認識された。こうした時代背景において、フィルマーの家父長説が呼び戻され、それに対するロックらの批判がなされたのであった。¹³⁾

今一度、当時の政治的な危機的状況を集約すると、次のような構図で描かれるであろう。シャフツベリーを中心とする反国王派は、チャールズ2世の政策の中に、親フランスとカトリック化政策の合体を見、その中にやがて非カトリック教徒を異端としてすべて排除し、イングランドに再びカトリック教会を打ち立てるという＜悪夢＞を見た。これに対して国王支持派は、反カトリック的大衆運動の中に、かつての内乱と共和主義体制の＜混乱＞を想像した。内乱を避けるには、国王大権の行使による統治の安定しかない、というのが彼らの信念であった。こうして一方から見れば国王による専制が予測

され、他方から見れば力による解決以外に選択肢のない無政府的混沌が予測されたのであった。

しかもチャールズ2世や宮廷人とその支持者達にとっては、この反カトリック国王排斥運動が「国王大権に議会制定法の制限を課すという一線を超えて、国王大権そのものの内容に踏み込んだ改革を意図した」¹⁴⁾ という状況に見えたから、事態の経過において、もはや君主制それ自体が消え去ってしまうのではないかという危機感を覚えたであろう。そこで彼らは、何としても王政復古体制の存続を正当化する議論を必要としていた。『パトリアーカ』の出版の背景には、このような状況の切迫があったのである。¹⁵⁾

出版された『パトリアーカ』を中心とするフィルマー説に対しては、議会派は、議会の権力がコモン・ロー（法の支配）に基き国王大権を制限できるという主張や、統治権力が人民の同意に基礎を置くという学説に基き、批判した。これらの批判的主張のうちの一つが、ロック『統治二論』である。このロックとフィルマーの関係の中に、今までフィルマーの名を残してきた理由があったと言ってよい。しかし、その割にはフィルマー自身については、それほど知られていない。¹⁶⁾

ところでフィルマー思想が彼の死後、約30年後の80年代以降に影響力を持った理由として、確かにそれを支える者達、トーリという政治勢力の台頭と言う事態を無視することはできない。排斥危機は、トーリとホイッグ党を生みだした。なぜなら、それは当面の政策のみならず、根本的原理を巡る争点をもっていたからである。

ホイッグは、次のように主張した。ジェームズ2世は王位継承を許されない、なぜなら人々の大部分が彼が国王になることを望んでないから。王位継承の変更は議会の義務である、なぜなら議会は人々を代表し、誰が国王であるべきかを決定する権利をもつから、と。こうしてホイッグは、統治が人々の同意に依拠するという考え方を基礎として、原始契約から実際の政策を論理的に導いたのであった。

これに反対するために、トーリは、同意が統治の土台であるというホイッグの出発点の原理を否定した。彼らは、フィルマーの著作の中にその否定の原理を見いだしたのであった。トーリが1680年にフィルマー理論を必要とし

た理由は、ホイッグが人々の同意にこそ統治権力の基礎があり、政治的義務の根拠もまた同様である、という主張に直面して、王政が現実的に危機に晒されたのみならず、その正当化の論理もまた危機に晒されていたからである。しかもトーリ側の思想家としては、このテーマに関しては、フィルマーにライバルはいなかったのである。¹⁷⁾

注

- 1) 1662年の礼拝統一法は、「かならずしも国教会からの分離を欲していないものまでも国教会から離反させるという結果を生むこととなった反面、今まで漠然とピューリタンといわれていたジェントリ層の多くが国教会支持へまわるようになった。」浜林正夫『イギリス名誉革命史上巻』未来社、1981. 61頁
また、「長老派は、エリザベス女王時代から1640年まで、実際には1662年までと言ってもよいが、決して自ら進んで一教派であったわけではない。彼らはイグランド国教会を長老派教会へと変えることを望んでいた。その運営の変更を求めていたのであり、廃止を求めていたのではない。したがって、1640年以前に「ピューリタン」と「アングリカン」を分けることは、時代錯誤であると同時にまったく道理に反している。」C.Hill, Religion and Politics in 17th Century England. The Collected Essays of Christopher Hill. Vol.2, 1986. p.6. 小野功生訳『十七世紀イギリスの宗教と政治』法政大学出版局、1991. 11頁。
- 2) 今井宏編『イギリス史2近世』山川出版社、1990.242頁.
- 3) 同 245-6頁.
- 4) 同 246頁.
- 5) 同 246-7頁.
- 6) G. E. Aylmer, England in the Seventeenth Century, The Struggle for the Constitution, 1603-1689. 1968(first, 1963). p.196
- 7) 今井、前掲書 247頁.
- 8) 1690年代に、ブリテンとアメリカでリベラリズムが形成されたが、それに対する最も重要な、しかもほとんど唯一の対抗思想はフィルマーのものであった。Laslett, Intro. of Filmer (Laslett), p.34.
- 9) J.R.Jones, The First Whigs: The Political of the Exclusion Crisis 1678-1683. 1970(first.1961). p.211
- 10) 排斥運動の過程で追求されたのは、あくまで「カトリック信者」の国王就任阻止であり、王位の廃止ではなかったことは銘記されなければならない。この点については、O. W. Furley, 'The Whig Exclusionist: Pamphlet Literature in the Exclusion

Campaign, 1679-81'. in; Cambridge Historical Journal, vol.13, p.21& pp.35- 6 を参考照せよ。

- 11) J. R.Jones, Ibid., esp. p.3. ジョーンズは、排斥危機が17世紀の長きに亘って生じた変化の一部であり、国王と議会の、主権を巡る衝突の一齣として捉えることを提唱している。
- 12) ロックが排斥運動に実際どの程度関与したのかについてははっきりしないが、運動の中心にいたシャフツベリー伯爵の秘書であったから、多様な形で関わったことは推測される。他方でロックは、運動の高揚の過程で静養の名目で、72年と75年の二度フランスへ渡っており、二人の間の協力関係にも疑問が残るところである。
- 13)もちろん、40年代と70年代では異なる点もあった。ほんの少数の若いホイッグのみが宗教問題に関心を抱いたが、多くのホイッグはピューリタン的なやり方には強く反対した。cf. J. R. Jones, Ibid., p.12
- 14)今井宏編著『イギリス史2 近世』山川出版社,1990.195頁.
- 15) ロンドンで排斥運動を推進した側の柱となった思想を再検討した論者によると、それは独善的な共和主義ではなく、ラジカルな自由主義であったとしている。Gary S.De Krey, The London Whigs and the Exclusion Crisis reconsidered. in;The First Modern Society.edi. by A.L.Beier,D.Cannadine and J.M.Rosenheim.Cambridge U. P.,1989. ラジカルな共和主義のグループが、ホイッグ内では主導権を發揮できなかつたことは、ジョーンズも指摘している。J.R. Jones, Ibid., pp.14-16.
- 16) J. W. Allen, 'Sir Robert Filmer', in; Social & Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age. edi., by F. J. C.Hearnshaw. 1967(first pub. 1928).
- 17) Laslett, Intro. of Filmer (Laslett),pp.33-43.

4. フィルマー思想の要点

以上のような執筆と出版の背景を踏まえて、次にフィルマー思想の要点を見てみよう。ラスレットによれば、フィルマーの思想の特徴は、その内容に独創性があったのではなく、当時一般的に受容されていた聖書における啓示と家父長主義的政治理論に基づいた王権神授説と絶対主義を総括的に提示したところにある。つまり、これらに関する過去の思想を引用し体系づけたところに、その特徴があった。『パトリアーカ』は、「政治システムの解剖学ではなく、政治的義務と政治権力の歴史的起源に関するエッセーである。」¹⁾そしてフィルマー理論の特徴としては、理論的一貫性というよりも、ロック

等がリベラリズムを仕上げる際に彼らによって批判された命題の要約であると見なされる,²⁾ というのが通説であろう。

だが、『パトリアーカ』に一貫性がないからといって、フィルマーを非難するだけでは済まない。アレンも言うように、それは著者自身が、書いたにも拘らず出版しなかったものであり、もともと未完成なものであったのかもしれない。³⁾ それは独創性を欠いていたかもしれないが、当時の社会的風潮を代弁していたことも事実であった。キリスト教の信仰が当たり前であり、また、伝統的な有産階級にとって比較的大きな世帯をなして暮らすという生活スタイルが常識であった時代⁴⁾ の風潮を代弁したという脈略において、その思想は多くの人に受容されたのである。フィルマーの『パトリアーカ』は、「当世紀を通じて無数の人々によって信奉された理論を最も力強く述べたものとして重要である。」⁵⁾

国王支持派の人々や内乱を警戒する人々にとっては、かりに政治権力が社会契約といった人間の作為によるのであれば、人々はいつでも政府を変更できるということになり、統治は常に脆く不安定なものとなる。そこでこの考え方を粉碎するには、それが前提とする自然状態という概念を否定することが不可欠である。フィルマーはこれを実行したのであった。彼が採用した理論的道具立ては、神授権と家父長主義であった。

(1) 神授権理論

こうした土壌の上で展開された『パトリアーカ』をはじめとするフィルマー思想は、しばしば「神により承認された国王が支配する、また国王への抵抗は神の法により禁止されている理論」⁶⁾ としての王権神授説として分類される。もともと王権神授説は、よく知られているように中世ではローマ法王の要求に対する皇帝の抵抗理論として使われたし、16世紀にはプロテスタントの反乱に対するカトリック擁護として利用されたり、逆にカトリックの反乱に対するプロテスタント国王擁護として展開された。このように王権神授説の活用のされ方は多様であり、内容も多義的であるが、一般的に言えば、『聖書』に基いて君主は自然的に神聖であり、彼のみが神から授けられた支配権、したがって絶対的な支配権を持つことが主張される。⁷⁾

フィルマーが『パトリアーカ』を執筆した時期は、先に見たように1630-40

年代であった。彼の執筆の直接の契機となったのは、チャールズ1世による船舶税の復活・拡張とそれへの反対運動という経済的な利害であったが、彼は国王の政策を正当化する際に、権力の神聖性を当然のこととして論じた。なぜなら、この時期のほとんどの人々にとって聖書は真実を語るものであり、それはあらゆる事柄に関する唯一で完全な神の意志の啓示であるとみなされていた。フィルマーもまた、例外ではなく、彼の議論の基底には、聖書があらゆる事柄に関する神の意志の、真実で唯一の、また完全な啓示を示すのであり、「聖書は信じるものであって、科学的な分析の対象として考えるものではない」⁸⁾ という認識があったと思われる。こうした認識は、ピューリタンにとっては無論のことだが、高教会派もまた分有していたものであり、したがってフィルマーにとって擁護の必要もない当然のものであった。⁹⁾ フィルマーにとっては、世界中のどんな王国やコモンウェルスにおいても、アダムの末裔であれ、篡奪によってであれ、あるいは選挙によって選ばれようとも、君主の支配権の源泉は神のみから生ずるのである。¹⁰⁾

だが、聖書が真実を語っているとしても、それをどのような内容として把握するか、聖書が人間社会について何を語っているか、について人々の意見が大きく分かれたのであった。しかもフィルマーにとって執筆の動機は、直接的には、国王の船舶税の課税を正当化し、ひいては議会勢力による国王大権の制限、ないし侵害を阻止するというものであった。これを正当化するために、フィルマーは議会側の論理たる、コモン・ローや人民の同意に基づく統治論を批判せねばならなかった。国王の政策の正当性を論ずるために、フィルマーは統治権力や社会の起源を、聖書の記述に求めたのであった。

聖書が神の意志の唯一の発現であるという解釈は、その限りでは神の代理人を不可欠とするカトリック的発想とは異なる。その上、これだと国王や他の上層階級のみならず、すべての人が聖書を媒介にして皆同じ立場に立つという個人主義的考え方を促進し、ピューリタニズムに組みすることになる。¹¹⁾もちろんフィルマーの本意はそこにはないのであって、彼は統治権力の起源もまた、社会の起源と同様に聖書に示されており、各国君主の権力は聖書の記述によって正統化されると考える。

ところでフィルマーにとって、聖書の啓示は、社会の起源と社会の性質に

関して二つのことを持ち示していた。一つは、人間社会が一人の男、アダムに起源を持つということであり、もう一つは、アダムが全世界と全創造物を所有していた、ということである。フィルマーによると、人間社会は一人の人間アダムからスタートして、自然のつながりたる家族と同義である。社会は一人の、単一の男性からなる家族から次第に大きくなっていたものである。¹²⁾

それは、神によるアダムの創造に始まり、イヴと子供達が家族(family)を構成し、やがてそれに親族やサーバントも加わり世帯(household)となり、さらにはそのあつまりがコミュニティ(community)をつくり、それが集まってコモンウェール(commonweal)をなす、といった一連のつながりが形作られている。フィルマーは、社会をこうした自然的な絆で結ばれたものとして捉えた。

これにとどまらず、フィルマーは、ここから他の全ての人間は最初の一人アダムに従わなければならぬという論理や、また同様に、人々はすべて自然的な絆で結ばれているという論理を導く。つまり家族は一人の男の子孫であり、家族の拡張が社会である、と解釈される。つまり父であることは主権の一つの根拠ではあるが、それに加えてアダムの権力の継承者たる子孫であることが、神から授かった支配権の正統な後継者としての各国君主の、統治権の根拠とされるのである。¹³⁾

こうして社会を家族の拡張されたものと見なすフィルマーは、親子関係や社会関係を、ある与えられた自然の現象と見なすのみならず、イヴが生まれて以来、アダムとともに家族(=社会)が構成されたが、そこにはすでにアダムの支配とイヴの服従が含まれているから、社会は発生した時から政治社会であった。だからまた、社会の外にある自然状態などは、存在しなかったのだ、と論ずる。「われわれは家族の中に生まれるのと同じく、国家の中に生まれる。われわれは父の下に生まれるのと同じく、統治の下に生まれる。このことが、フィルマーの族長的推論の土台である。」¹⁴⁾ というわけだ。フィルマーはこうして神にその支配権が由来する家父長の権力と国王の権力を同一視することによって、国王の権力が神聖な支配権力であることを確証しようとする。¹⁵⁾

同様に、神→アダム→イヴという創造の順序は、そのまま男性の女性に対する優位性や人間の不平等性、また絶対的な主権を導くものと理解される。つまり神→アダムの過程は、支配権（したがってまた服従の義務）や財産権に関する父→子、政治権力や財産相続に関する長子→二子→三子…を導くものとされるのである。言いかえると、世界は決して共同所有で始まったのではなく、アダムによる私的所有で始まったのであり、アダム以降の歴史は、この私有財産と政治権力の長子相続の歴史なのだ、とフィルマーは解釈する。¹⁶⁾

さて、フィルマーにとっては、社会が人々の同意や契約といった人為的な、また意識的な行為によって創られるという理論を批判するのが執筆の狙いであったから、人間社会に関する聖書の啓示が意味する事柄の中で、最も重要なことはこの同意の性質についてであった。フィルマーに言わせれば、社会は自然的なつながりである家族と同じものであったから、諸個人間の協定や意識的に考え出された諸関係に基づくものではない。だから、どんな社会でも生きるための諸個人の同意は全く見当違いであり、人々は生誕すると家族の中で父親の自由裁量に置かれたのと同じように、社会の中に置かれたのだ。¹⁷⁾ フィルマーにとって、家族は政治社会であったから、二つの関係は同じものとして捉えられた。

繰り返すと、社会は知的な産物などではなく、そのメンバーは思考によって与えられたのではなく、自然現象によって与えられたのだ。だから社会の起源としての諸個人間の契約などというものは、全く無意味である。同様に、政治社会のできる前の自然状態などというものは存在しなかったのである。逆に、政治社会はいつでも存在した、あるいはイヴの創造以来存在した、なぜなら家族はいつも存在し、家族は政治社会なのだから。だからまた、政治社会は普遍的である。アダムに由来しない人間はいないし、家族の中で生きることのない人もいない、だから政治社会の外で生きる人間などいない。政治社会の前状態としての自然状態などは、決して存在しなかった。¹⁸⁾

このように、フィルマーは政治社会の自然性を強調し、作為性を否定する。ここに見られるのは、フィルマーのいう自然は、人間理性の捉えた、そういう意味で主体的な自然法ではなく、啓示によって提示された客観的な自然法

則のようであり、したがってまた、社会はこの自然法則に沿って造られているものであるから、社会の変革などというものは空しいものであり、ただ現存する社会の正当化が可能なだけである、という認識に到る。

注

- 1) Laslett, Intro. of Filmer (Laslett), p.11
- 2) フィルマー思想についてまとめた研究としては、J. Daly, Sir Robert Filmer and English political thought. University of Toronto Press. 1979. がある。Daly は、Filmer 思想を legal patriarchalism と定義し、同時代の思想とは非常に異なるものとして、しかもかなり独創的で、革命的であるのに、しばしば曲解されて解釈された、と捉える。
- 3) J. W. Allen, 'Sir Robert Filmer.' in; The Social & Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age. edi. by F. J. C. Hearnshaw. 1928. p.28
- 4) ラスレットが描くように、当時、家父長的家族の存在はあたりまえであった。「当時の考え方では、家族とはひとつの社会というより、三つの人間関係の混合物であった。すなわち、夫婦関係、親子関係、主人とサーヴァントの関係がそれである。」「この人間集団の長は、企業家であり、雇主であり、経営者でもあったが、同時に家族の長すなわち戸主でもあった。集団の一部の構成員に対しては父親そのものであり、残りの人びとにとっては、父親に代わるものであった」。P. Laslett, The World We Have Lost. 1983(first, 1965). p.2. ; 川北稔・指昭博・山本正訳『われら失いし世界』三嶺書房, 1986.4-5頁.
- 5) G. P. Gooch, Political Thought in England. 堀豊彦・升味準之輔訳『イギリス政治思想 I』岩波書店, 1966(初版, 1952), 120頁.
- 6) Laslett, Intro of Filmer (Laslett), p.29.
- 7) 絶対主義の概念の混乱については、J. Daly, 'The Idea of Absolute Monarchy.' in; Historical Journal.vol.21, no.2(1978) を参照せよ。
- 8) 田中浩『ホップズ研究序説』御茶の水書房, 1982. 358頁
- 9) Laslett, Intro. of Filmer (Laslett), p.11
- 10) Filmer (Sommerville), p.11
- 11) C. Hill, Religion and Politics in 17th Century England. The Collected Essays of Christopher Hill. 1986. pp.37-9. 小野功生訳『十七世紀イギリスの宗教と政治』法政大学出版局, 1991. 55-7頁.
- 12) Laslett, Intr. of Filmer (Laslett), pp.11-12.
- 13) Filmer (Laslett), pp.57-61
- 14) R. W. K. Hinton, 'Husbands, Fathers and Conquerors.' in; Political Studies, vol.

15, 1967. p.298.

15) Filmer (Sommerville), p.12.

16) Daly は、フィルマー説の特徴を、アダムの父権から王権を引き出す点にあるのではなく、君主制の概念から始めて、次にそれをアダムに適用している点にあると見なす、したがってフィルマー主義の核心が君主制の教義にあることを強調している。つまり、前者の論点が、政治的権威の歴史的な起源を考える際に、ホップズやロックら、当時の思想家の誰にでも見られる共通の点であったのに比べて、後者の論点は、Daly 固有のフィルマー理論の性格づけであり、注目される論点である。James Daly, *Ibid.*, 1979. pp.151-3.

17) Laslett, *Intro. of Filmer (Laslett)*, p.13.

18) *Ibid.*

(2) 家父長主義理論

以上のような認識を踏まえて、フィルマーは聖書から家父長主義の歴史的な系譜を明らかにしようと試みる。旧約聖書の歴史は要約され、次のように示される。父としての、また、至高の政治権力者としてのアダムの地位は、家父長としてと同様に彼の長子によって、またノアへと到る家父長によって継承された。ノアとともに全過程が再び始まるが、彼は彼の息子に世界を分割し、彼と彼の直系家族のためにその領域を守るように定めた。こうして分割されてできた新しい国家もまた、家族であり、彼らの長は父である。そしてこれらの家父長が、17世紀の世界におけるそれぞれの国家の長なのである。こうしてフィルマーは、これらの国家の長の権力が、ノア、つまりアダムの至高の父権に発すると言うのである。¹⁾ 確かに、長い歴史においては革命や反乱があったし、今日ではノアの直系を定めることも難しい。だが、政治権力の起源としては家父長的な系譜以外には認めない、というのがフィルマーの立場である。²⁾ 無論、チャールズ1世がノアからの直接の後継者であると言う証明はないが。

このアダムの末裔が17世紀の、各国の君主である。だから権力を持つ者は誰であれ、アダム(したがってノアの)権力の継承者となる。アダムの支配の継承である限り、アダムが家父長であったのと同じように、その後の統治も君主による支配体制の他はありえない。このようにフィルマーは家父長主義

を論証するために、聖書の記述を人類史の記述として解釈し、家父長的父権論と君主の血縁的継承論を結合することによって、君主の支配の正統化を図る。³⁾

これに加えてフィルマーは、ヨーロッパの歴史においても「君主制が最良の統治形態」⁴⁾ であったことを示そうとした。ただしこれを、彼は歴史的な事実として論ずるのではなく、この命題に反対する「同意」や「契約」に基づく社会理論の矛盾を衝くことによって、その正統性を間接的に論証する方法をとった。

たとえば、人類の同意による社会形成論においては、すべての個人に絶対的な平等と独立性が前提される。すると、そこから社会を形成するための同意はどのようにしてつくられるか。もし、諸個人間に（家族のような）自然的な絆がないとすれば、ばらばらに振り分けられた人類が、どうやって満場一致の同意を作り得るのか。満場一致を確認するためには全ての人々が集う会合が必要であるが、これは実現不可能である。とすれば、諸個人の絶対的な平等と独立性が想定されるから、そこでは人をして従わせしめるどんな政治的な権威もない。だから、普遍的で世界的な規模での無政府状態が生まれる他はない。こうして人類の同意による社会形成論は否定される。⁵⁾

また、フィルマーは同意論の矛盾を次のようにも言う。人が、自然的な自由と平等を想定すれば、あらゆるもののが共同所有であるはずだが、これを平等に分割することは、全会一致の同意を要するから不可能である。もし多数決の原理を採用するとすれば、全ての人に独立に平等であるという想定に反するから、これはできない。こうして、諸個人の自由・平等・独立という想定から、同意による政治権力の創出という仮定は、それ自体の中にあるジレンマにより不可能だとされる。⁶⁾

そこでフィルマーの解決策は、これらの事態の裏返しになる。「自然的な不平等性の想定、家父長的君主の支配と、プロパティの継承に関する家父長的準則」⁷⁾ の提起である。つまり、人間は自然的に不平等であること、そして家父長的君主の支配と property 継承の家父長的ルールである。家父長的君主は、神授権によって支配した。なぜなら、神はすべての社会権力を、家父長の直接の先祖たるアダムに認めたし、また、神が作り出した社会秩序は、ア

ダムがつくる階層性の維持を必須としているからである。⁸⁾ フィルマーによれば、聖書の教えである啓示、および歴史が、アダムと彼の相続人に対し、あらゆる物事に関する主権を賦与したことになる。この君主、つまり主権を持つただ一人の人間の意志決定が、神の法、自然法、市民法といった、あらゆる法を生み出し、これに基いて権威が行使されたのだとされる。⁹⁾

こうして主権を有する家父長が登場するが、家父長間の関係は、アダムに始まる職階制の原理により、秩序づけられる。つまり、各国君主や諸々の父は、アダムとの距離によって順位付けられる。こうしてそれぞれの父は、国王の創った関係によるのではなく、自然の秩序により国王に従属するのである。つまり、国王は自然的権力を廃棄したり、譲渡したりすることをなしえたが、それを創造することはなしえなかつた。彼の権力は、神から賦与され、それを自然的に継承して来たがゆえに、絶対的で恣意的である。言い換れば、国王の意志は唯一合法的であり得る。その意志の表現たる法もまた、然りである。フィルマーによれば、コモン・ローを含む全ての慣行ですら、国王の意志にその究極的な根拠を持つのである。もちろんここでは、父が家族全体の利益のために尽すこと、つまり神の法の下で、臣民の維持と利益のために尽すことが前提されている。法・習慣・議会等はすべて、国王が絶対的で恣意的な権力を行使するために存在する、とされる。

これを臣民の側から見れば、君主の権力への従属は＜自然的なもの＞であり、これに反対する正当な根拠はない。彼らにとっての唯一の救済策は、かりに彼らが君主によって権利の侵害をされた場合、君主の行為が父権的でない行為であれば、君主は神によって処罰されるであろう、という確信を抱く他はないのである。¹⁰⁾

同様に、君主の権力は人々の同意によって設立されたものではなく、自然的なものであり、また＜自然的＞な政治権力以外の権力はないのだから、＜人為的＞な統治形態である貴族政や民主政はありえない。さらに、政治権力は主権を伴うが、それは单一の意志により体現されるのであり、複数の意志では体現され得ないから、貴族政や民主政はありえない。まして同意や社会契約による主権者の設立もありえない。同様に、法や議会によって制限される＜制限王政＞もありえない。さらにまた、フィルマーに言わせれば＜暴政：

Tyranny>もありえない。なぜならそれは父としての君主が、神の法に反して非父的な仕方で振る舞うことを意味するからである。

こうしてフィルマーは、この神→アダムの論理から、人々は生れつき自由ではない、という結論を引き出す。しかも国王の支配がアダム以来の継承によるものであり、神による支配権の授与に起因するものである限り、服従への moral right を伴う統治形態としては、貴族政も民主政も存在し得ない。それらは非合法なのではなく、不可能なのだ。それはまた、暴政ではない、なぜなら暴政は神の法に挑戦し、非父権的な仕方で振る舞うことを意味するから。¹¹⁾

以上のことからフィルマー自身が、聖書と歴史の証拠の解釈から、統治の性質についての彼の結論を次の 6 つの否定的な命題で要約する。「君主政でない統治形態はなく、家父長的でない君主政もなく、絶対的で専横的でない家父長的君主政もない。また、貴族政や民主政はありえず、暴政としての統治形態もない。そして最後に、人々は生まれながらに自由ではない」¹²⁾と。

ところでフィルマーの議論は、最初に手書き原稿で現れた時には、ケント州の小さな集団を越えては影響を及ぼさなかったにもかかわらず、やがてそれが大きな影響力を持つようになった理由は、何よりもまず彼の著作が蘇生された時の状況によったことは前述の通りである。それが改めて陽の目を見たのは、1680年代のカトリック王位排斥危機に直面したトーリ達が、ホイッグ批判の論拠として、フィルマー説を再生させたことによる。排斥危機の経緯と争点については、先に見たので繰り返さない。ただ、他の数多くの国王派の論者が、国王は実定法の上位にはいるが、議会の同意なくしては法を作れないという立場を探っていたのに対して、フィルマーの議論の要点が家父長主義的発想に基いて、神権性（神によって定められ、神の法に従う）と絶対性（王の法的に無制限の、法を作る権限）にあったことは再確認しておく必要がある。¹³⁾

フィルマー思想においては、カトリック信者の王位継承の排斥に反論する有効な発想として、王家の血縁的絆が強調されていた。しかも、「トーリー的地主や国教会の大多数の間では、フィルマーのような主張が論証的理性にとってと同様に伝統的な心情にとってももっとも強く訴える思考型であつ

た。」¹⁴⁾ 一般に、ヨーロッパ社会の伝統において家父長主義的発想は、今日においてすら政治的、宗教的、経済的な伝統の中で本質的な要素として認められるし、まして17世紀ヨーロッパという背景を考えるならば、家父長主義は大きな拡がりを持っていたと考えられる。それがあらためて話題になったのは、逆にそれが衰退しつつあった証拠であろうが、当時それはおそらく、人々の常識の中に生きていたと想像するには難くない。

フィルマーはこの家父長的家族と君主をアナロジーし、神意を繋げて、神の意志に由来する君主の意志の発現としての統治権力を、神聖なものとして構成した。このフィルマーによる展開は、君主は父であり、国家は家族であるという概念に媒介されて、スチュアート君主を、あたかも神に選ばれた神聖な存在であるかのようになし、その国家を自然的な絆で結ばれたものであるかのように擬した。まさにフィルマーの発想の特徴は、王権神授説に見られる「主権の教義の微妙なところを、陳腐な家父長主義の未熟な想定と結び付ける能力にある」と言えよう。¹⁵⁾ 彼にとっては、周りの社会的現実自体が、家父長的権威によって動いているように見えており、人々の同意によって宗教的、社会的、政治的義務が行使されているとは見なさなかったのである。

注

1) Laslett, Filmer (Laslett), p.14.

2) Ibid., pp.14-5. ただし、家族の家父長主義的ありかたは、当時の思想家にとっては当然の前提であり、フィルマーのみに固有のものではなかった。Dalyは次のように言う。家父長主義という用語は、フィルマー主義の中心的特徴を本当は示さないし、またそれは他の理論からフィルマー主義を現実に区別はしない。実質上、彼の時代の誰もが人類学上の家父長主義者であった、ホップズもロックも例外ではなく。最初の国家が、父によって統治された家族であるというのは、自明の理であった。事実上、あらゆる王党派や、Gee や Tyrrell も、人類学的家父長主義者であった。彼らは、加えて、家父長主義を彼らの同意理論の中に、フィルマー自身がしたのとは異なる方法で統合した。あらゆる種類とトーンの家父長主義が、当時の政治思想に満ち満ちていた、フィルマーの法的な家父長主義のみが、彼自身と彼の思想に影響を受けた人々に特殊であったことを伴ってはいたが…。J. Daly, Sir Robert Filmer and English political thought. 1979. pp.151-2.

この点は、ショーセットも指摘している。家父長主義は、まず国家の起源を説明す

る記述的ないし「人類学的」命題である。第2に、義務の家父長的理論が、これらの同じ人類学的「事実」から、全体的な政治哲学へと移る試みであり、この説明を「モラル」理論と呼ぶ。最後に、政治的服従が父権の故に国王に負っている、と言う単純な主張である。この教義は、丁寧な推論なしに、モラル理論の結論であるが、イギリンド教会によって規則的に、公的に教えられ、「イデオロギー的」概念として見なされるであろう。実際には、こうして支配の正当化に使われた。G.J.Schochet, *Patriarchalism in Political Thought*. 1975. pp.10-16. & p.268.

- 3) Filmer (Laslett), pp.60-2. 家族のアナロジーが必ずしも必然的に族長主義に繋るものではないという点については、R. W. K. Hinton, 'Husbands, Fathers and Conquerors.' in; *Political Studies* vol.15, 1967. を参照せよ。ヒントンは、家族のアナロジーが同意による支配や逆に主権による家族の支配・従属の正当化に使われていることを指摘している。この点をさらに明確にしたのが、前掲の Daly の著書である。
- 4) Laslett, *Intro. of Filmer (Laslett)*, p.24.
- 5) Filmer (Laslett), pp.88-90. 無政府という言葉で、フィルマーは第1に、道徳的に妥当な政治的権威の欠如を、第2に、至高権力の欠如を意味する。前者については、すべての人が自然の恵みの分け前への moral right を持つと見なして、かりに全人類よりも小さな社会が創られるとした場合、そこでは、あらゆる人が相互に moral right を行使するのであり、支配服従関係を伴う政治的権威は確立され得ない。そこで考えられることは、むしろコミュニズムである。こうしてフィルマーは、同意理論の破綻が導くのは、無政府かまたはコミュニズムである、と言う。cf. Laslett, *Intro. of Filmer (Laslett)*, pp.16-7.
- 6) Filmer (Laslett), pp.86-7.
- 7) Laslett, *Intro. of Filmer (Laslett)*, p.17.
- 8) Ibid., p.18.
- 9) Filmer (Laslett), pp.106-8, & pp.119-20.
- 10) 隅田哲司「イギリス革命期における一政治思想…R.フィルマーの国王父権論…」『広島大学文学部紀要』no.17, 1960；では、神による統治権の授与が、神による自然の創造という論理の上に成立するものであり、したがって統治権は「自然的」性格を帯びるという論理の転換をもたらし、これがロックらに、自然的権利という次元での批判を可能にしたことにより、神学的政治理論より合理的政治理論への媒介者の位置にあるという整理が見られる。だが、例えばダンの主張に見られるように、今日ではロック思想の神学的枠組の重要性が指摘されている。そこで問われるべきは、「合理的政治理論」という概念の内容であろう。この点については、J. Dunn, John Locke. 加藤節訳『ジョン・ロック』岩波書店, 1987. 特に147-151頁を参照。

主権者と臣民の関係については、ホップズとロックの見解も参照せよ。フィルマーを含め三人の見解は類似している。たとえばホップスは「主権者がすることはなんで

も、臣民によって処罰されえない」(T. Hobbes, Leviathan, edi. by R. Tuck, Cambridge U. P., 1991, p.124. 『リヴァイアサン』第2巻, 岩波書店, 水田洋訳, 42頁。)

としており、同様にロックは「天に訴える以外に、救済の途をもたない」J. Locke, Two Treatises. p.397, 鵜飼訳『市民政府論』岩波書店, 1968. 170頁. としている。

11) Laslett, Intro. of Filmer(Laslett), p.20.

12) Filmer(Laslett), p.229.

13) P. Zagorin, A History of Political Thought in the English Revolution. 1965(first. 1954). p.189.

14) 水谷三公『英國貴族と近代』東京大学出版会, 1987. 149頁.

15) Laslett, Intro. of Filmer(Laslett), p.31.

(3) 絶対主権の正当化

上で見たように、フィルマーの思想の柱は、聖書の啓示を根拠とした神授権思想と家父長主義思想であり、これを絶対主権論に接合したところに、フィルマー理論の核心があった。「政治思想家として彼はロックよりもずっと深淵で独創的である」¹⁾ というアレンの評価は別として、ラスレットが言うように、フィルマーの『パトリアーカ』は、哲学や歴史において T. ホップズの『リヴァイアサン』や J. ハリントンの『オセアナ共和国』と比べると、明らかにマイナーな存在である。²⁾

にもかかわらず、それを現実の政治史の中で見た場合、なぜフィルマーが重要な影響力を持ったのだろうか。その大きな理由の一つは、直接的には彼の著作が再刊された時代の偶然の環境によった、と思われる。なぜなら、フィルマーの思想は、最初に登場した1630～40年代には殆ど注目されなかったにも拘らず、1680年代のトーリーがそれらを重要な思想として発掘し、国王支持の政治的な運動に活用した結果、大きな影響力を持ったからである。

しかし、他方でフィルマーの思想が、当時のトーリ地主や国教会の多くの人々によって受け入れられたもう一つの理由は、先に述べたように、当時の人々の「常識」を理論化したからに他ならない。すなわち、当時の人々にとって神授権理論の背景にあるキリスト教の信仰は、社会形成の主体としての人間であることの証であったという意味で、いわば常識であったのと同様に、当時の人々にとって家父長主義を支えた社会の存在は、暗黙の前提であった。

フィルマー思想が、当時のトーリ地主や国教会の多くの人々に受け入れられた背景にあった、この家父長的社會の存在は、ロックをはじめ当時の思想家にとってもまた、暗黙の前提であった。その意味では、フィルマー思想の影響力の源泉には、トーリの政治的立場の代弁という論点のみならず、17世紀の社會と思考の型としての家父長主義の論点が見られる。³⁾

17世紀のヨーロッパの思想の前提としての家父長主義は、政治学や経済学のみならず、人間学や社会学、さらには心理学にも妥当するような内容を有していたのであった。つまり、歴史的な資料としての『パトリアーカ』の価値は、主に、家父長的家族形態と政治問題に関する家父長的姿勢が、ヨーロッパの文化の中に一貫して強力に貫いているという事実に支えられているといつてよいであろう。⁴⁾

ことに、フィルマー自身の時代においては、家父長主義は当然今よりもずっと強力であったと推測される。だが、「リベラルな考え方、絶対的な自治、独立した個人」⁵⁾といった一連の定式化された諸前提が形成される前は、家父長主義は人々にとって当然の存在であったがゆえに、逆にそれがいまだ決して存在しないかのようであった。つまり、家父長主義への挑戦がない時代においては、家父長主義は定式化される必要がなく、それは「存在」しなかつたかのようであった。したがって実は、『パトリアーカ』が書かれた時点において、家父長主義的諸制度と諸思想の成長が、その頂点を極めているのではなく、むしろそれは家父長主義の崩壊の始まりを指し示している。しかしながら、家父長主義の諸制度、つまり家父長的家族と家父長的世帯が、フィルマーの生きた社會の中に広く生きていたことや、家族をあらゆる社會制度の中心に置く家父長主義の知的伝統が、彼の時代のあらゆる思想家の中に見いだされることもまた、確かなことである。

そしてさらには、フィルマーの自身の「階級」が家父長主義を彼にとって当然のものと感じさせたことも指摘しておかねばならないであろう。彼自身がケント州のジェントルマンであったから、彼の家族は当時の家父長的世帯としての一般的特徴を備えていた。すなわち、それは妻と子供達のみならず、しばしば若い兄弟、姉妹、甥、姪を含んでいた。世帯の大きさは、その主人の富、地位の高さや職業により異なっていたが、フィルマーのようなジェン

トルマンは、家族社会の中に、男のサーバントだけではなく、女のサーバントも持っていたし、また、家の農場には、馬車引き、狩猟者、御者、おそらくビール作り、大工、あるいは鍛冶屋等の、多くの労働者を持っていた。⁶⁾しかもその場合、家父長的世帯においては、世帯主への服従は絶対的で疑問の余地はなかったのみならず、女性に比しての男性の優位や長子相続制もまた、当然のこととして疑われなかつた。⁷⁾

実際のところ、17世紀イングランドにおいては、少數の者以外は、すべて彼らには血縁による必然的なつながりがない人々に、「自然的に従属」していた。こうした家父長的世帯が、フィルマー自身の経験の中でも、重要な役割を果たしたのであった。『パトリアーカ』では、明らかにイースト・サットン・パークの長を前提しており、少なくともフィルマーと彼の周辺においては、政治社会一般は家父長的世帯の拡張以外の何物でもない、という認識が当然とされていたと推測してもあながち間違ってはいないであろう。

国王世帯そのものが、国家の行政を担い、また貴族も国王世帯を中心に展開された行政やサービスを担うことで、国王への従属を維持した。こうした慣習が、王室を中心とする家父長的世帯を社会の中心に据えていたのであった。フィルマー自身がまさにそのような意味での「世帯の長」であった。⁸⁾

こうしてすでに強調したように、家父長主義的発想はあらゆる政治思想のもっと大きな一つの条件であり、当時のどんな思想家の頭の中にも入ってくるであろう制約条件であった。フィルマーは、他の思想家達とともに、社会の根本的な単位として家族（世帯）という前提を持ち、家父長的概念を使って政治的な義務を説明しようとしたのであった。⁹⁾

要するに、思想家としてのフィルマーは、独創的な議論を開いたのでは決してなく、むしろ彼の最大の長所は、精緻な至高権の教義を、伝統的な家父長主義というごく常識的な仮定と結合する能力であった。¹⁰⁾社会の本質と政治的な義務の正当化についての契約学派の仮定への破壊的な攻撃に導いたのは、この結合であった。われわれは、彼が彼自身の原理よりも、義務に関するあらゆる評価に本質的であった原理、同意の原理を問題にしたことを見てきた。フィルマーにとって、これは彼を巡る社会的現実の明白な矛盾であった。権威が同意によって行使されてきた、ということは端的に言って真実

ではなかったのである。大世帯の長であった彼にとっては、世帯の長が世帯の構成員に指図をし、動かしていくのは論証の必要のない自明のことであった。

こうして、フィルマーは、それまで存在した様々な理論を絶対君主制の正当化のために活用したのであった。また、国王派にとっても、この絶対主義の正当化こそが狙いであり、それをフィルマー理論が体現していたのであった。この点にこそ、フィルマー説の最大の意義がある、と Daly は言う。¹¹⁾

また、アレンの指摘をまつまでもなく、フィルマーには自明のことであったが、絶対主権論は道徳的な性格を持っており、統治は主権たる道徳的権力の行使を意味した。フィルマーは、絶対的な義務(positive duty)としての服従を要求する権利として、政治的な権威を考えた。フィルマーの絶対主義は、神の実定法に反しないという道徳的な制約の中での、主権者の絶対的な命令の権利と臣民の服従の絶対的な義務からなっていた。それは聖書で示された神から授けられた自然権としての支配権であり、したがって当時の支配層にとっては常識的な思考であった、と思われる。同時にまた、フィルマーを含む当時の数多くの人々は、服従の道徳的な義務を欠いたならば、社会内での利害衝突が、長期的にはやがて無政府を生み出すことを信じていた。フィルマーによると道徳的義務は聖書(神の法)によって裏づけられるものである。このように聖書と家父長主義という、当時の人々にとっては、ある種の「常識」を素材として絶対主義論を展開したところにフィルマー思想の最大の特徴が見られるのである。¹²⁾

注

1) J. W. Allen, 'Sir Robert Filmer'.in; The Social & Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age. edi., by F. J. C. Hearnshaw, 1928. p.45

2) フィルマーもホップズも「主権」理論ではあったが、主権を獲得する理論的仕方については全く異なっている。J. Daly, Sir Robert Filmer and English political thought. 1979. p.29.

3) この点については、P. Laslett, The World We Have Lost. 1983(1st.1965), 川北稔・指昭博・山本正訳『われら失いし世界』三嶺書房, 1986. の分析、特に第1章が参考になる。ただし、G. J. Schochet は、フィルマーの思想が、トーリーのイデオロギーの背

骨となつたのみならず、フィルマー主義はほとんど国家の公式なイデオロギーにすらなつた、と評価したのに対し、Dalyは、フィルマー思想がその後のトーリーの思想の流れとは独立したものにとどまつた、と見なしている。(J. Daly, *Ibid.*, pre. xii)

- 4) Laslett, *Intro. of Filmer*(Laslett), pp.20-22を参照。
- 5) *Ibid.*, p.23.
- 6) P. Laslett, *Ibid.*, 川北稔他訳『われら失いし世界』特に第1, 2章を参照。
- 7) 長子相続制に関しては、栗原真人「社会史からみた近代イギリスにおける家父長制家族(一), (二・完)」『香川法学』第4巻第3号, 1985. および第7巻第2号, 1987. を参照
- 8) ピューリタンはむしろキリスト教の家父長的伝統を強化したから、フィルマー自身は家父長主義に関しては挑戦されなかつたという認識を抱いたかもしれない。cf. Laslett, *Intro. of Filmer*(Laslett), p.24.
- 9) この点に関しては「ホップズやロックも例外ではなく、フィルマーの時代の誰もが、事実上人類学的族長主義者であった……当時は、様々な種類の族長主義の風潮に満ちていた」J. Daly, *Sir Robert Filmer and English political thought*. 1979. pp. 151-2. という指摘は、間違つてはいないであろう。
- 10) 例えば、Saraviaが既に、「生来人は自由に生まれるのではない、なぜなら自然法により息子は父親の支配の下にある」と言っていた。また、政治権力の真の起源は、聖書の歴史によって教えられるように、統治は人の発明によるのではなく、神と自然の組織であり、最初の統治は家父長的なものであった、としている。J. P. Sommerville, 'Absolutism and royalism.' in; *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700.* (edi.J.H.Burns.) 1991. pp.358-9.
- 11) この点に関しては、ボーダンからの影響を無視できないと思われる。J. Daly, *Sir Robert Filmer and English political thought*. 1979. pp.21-22を参照。Dalyは家族の重要性、父権、法と主権者の意志との同一視、混合統治の拒否、そしてもちろんあらゆるコミュニティでの至高権力の必要性の再三の主張といった点がボーダンに帰せられると言う。かといってフィルマーがボーダンから主権者の原理をそのまま借用してきたのではない。彼はそれを全く別の理論に変えた。両者の違いは例えば次のような点にある。ボーダンは主権者に内的な制限を加えたが、フィルマーはそうしない。ボーダンは、主権者の観点から、家族への一定の権力を排除する。彼は家族を国である。ボーダンは、主権者の範囲から私的所有 private property を排除する。主権者が所有権を創ったのではなく、それらを尊重せねばならない。フィルマーがよく知っているように、ボーダンは主権者がこの同意なくしては課税の権利を持たない、という結論を引き出す。実は、こうした点はフィルマー理論を破綻にみちびくものである、と Daly は言う。

にもかかわらず、フィルマーは大きくボーダンに負っている。フィルマーは聖書と同じくらいボーダンに依拠している。たとえば、アイデアの元基、専横、不可分、あらゆるものを包括する抵抗しがたい主権者といったアイデアを。かくて、ボーダンと聖書がフィルマーの著作を可能にし、フィルマーがそれを具体化した、とまで Daly は言う。Ibid., p.23ff.

- 12) J. W. Allen, Ibid., pp.30-31. なお、田中浩『ホップズ研究序説』御茶の水書房,1982. では財産問題を、安藤高行「フィルマーの思想」『佐賀大学経済論集』17-1,1984.6. では主権問題を、フィルマーの提起した重要な論点であるとしている (p.67) が、私見ではこれら双方の問題を、聖書の啓示と関連させた家父長説として提起したがゆえに注目されたと考える。